

第3章 計画の基本理念及び基本目標

1 計画の基本理念

**支え合い、つながり合い、すべての高齢者が尊厳をもって
自分らしい生活が送れる、活力ある「健康長寿のまち」の実現**

新座市は、昭和40年代以降、首都近郊のベッドタウンとして、働き盛り世代の流入により急速に都市化が進展してきました。

そしていま、本市の将来人口推計では、今後ますます高齢化が進展することが予測されており、また、高齢者数の伸びを上回るペースで要支援・要介護認定者数の増加が予測されています。

こうした状況の中で、地域における課題を踏まえ、高齢者の更なる自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組を推進し、高齢者一人ひとりが健康を保持しながら、生きがいをもって自分らしい生活が送れる健康長寿のまちを創造するとともに、地域のあらゆる住民が役割をもち、支え合い・つながり合いながら暮らすことができる地域共生社会[※]の実現を目指します。

同時に、介護や生活上の支援が必要となっても、住み慣れた家庭や地域の中において、個人の尊厳が大切にされ、医療・介護や生活支援などを安心して利用できるサービス体系の更なる充実を目指します。

[※] 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

2 基本目標

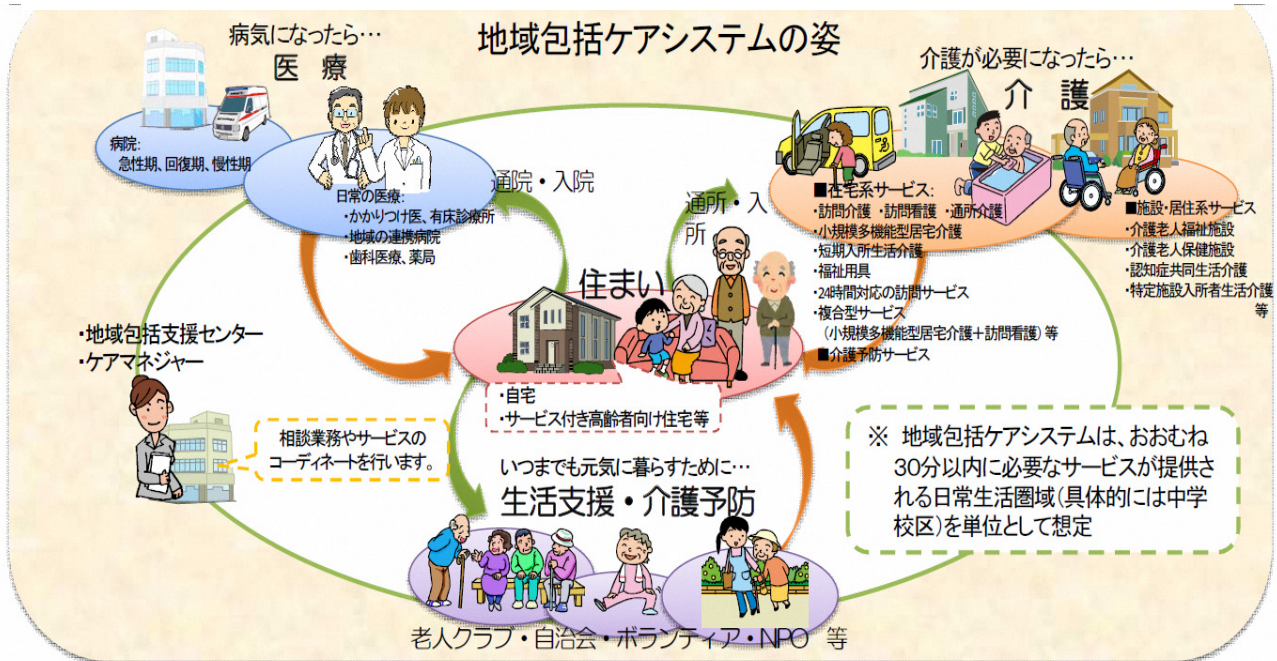
地域包括ケアシステムの深化・推進

～誰もが住み慣れた地域で在宅生活を送れるまちを目指して～

基本理念の実現のためには、住み慣れた地域において、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が必要となります。

なお、第7期計画では、地域包括ケアシステムの基本理念「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」「介護給付等対象サービスの充実・強化」「在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制整備」「日常生活を支援する体制の整備」「高齢者の住まいの安定的な確保」を踏まえ、次の5つの事項を重点的に取り組むことと位置付けられており、本市もこの趣旨を踏まえ、各圏域の実情に応じた取組を進めてまいります。

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| (1) 在宅医療・介護連携の推進 | (4) 地域ケア会議の推進 |
| (2) 認知症施策の推進 | (5) 高齢者の住まいの安定的な確保 |
| (3) 生活支援・介護予防サービス基盤整備の推進 | |



出典：厚生労働省「地域包括ケアシステム」より抜粋

(1) 在宅医療・介護連携の推進

高齢者人口の増加に伴い、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれます。そのような高齢者が今後も住み慣れた地域で、出来る限り自立した生活を営むことができるよう、退院支援や日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の様々な局面において在宅医療・介護連携を推進していく必要があります。

なお、在宅医療・介護連携の推進に当たっては、以下の具体的取組内容が位置付けられています。

【取組施策】

① 地域の医療・介護の資源の把握	(P 80)
② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	(P 80)
③ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	(P 81)
④ 医療・介護関係者の情報共有の支援	(P 81)
⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援	(P 81)
⑥ 医療・介護関係者の研修	(P 82)
⑦ 地域住民への普及啓発	(P 82)
⑧ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携	(P 82)

※ページ番号は、第7期計画における取組内容を示した該当施策のページ。

(2) 認知症施策の推進

今後、認知症高齢者の増加が予想される中で、認知症になっても本人の意思が尊重され、また、その家族が安心して、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症の容態の変化に応じた、適時・適切かつ切れ目のない医療・介護サービスの提供体制や、地域での支え合い、見守り支援の充実などが求められています。

なお、認知症施策の推進に当たっては、以下の具体的取組内容が位置付けられています。

【取組施策】

① 認知症初期集中支援推進事業	(P 84)
② 認知症地域支援・ケア向上事業	(P 84)

※ページ番号は、第7期計画における取組内容を示した該当施策のページ。

(3) 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者等の増加に伴い、見守りや安否確認、外出支援、家事支援など日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していけるよう、高齢者等地域住民の力を活用した多様な生活支援等サービスが充実するよう体制を整備していきます。また、高齢者もその担い手となることで、高齢者自身の介護予防も期待されています。

なお、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進に当たっては、以下の具体的な取組内容が位置付けられています。

【取組施策】

- | | |
|------------------------------|--------|
| ① 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 | (P 83) |
| ② 協議体の設置及び運営 | (P 83) |

※ページ番号は、第7期計画における取組内容を示した該当施策のページ。

(4) 地域ケア会議の推進

高齢者相談センターの実施する包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、高齢者個人に対する支援の充実を図るための多職種による専門的な視点を交えて、適切なサービスにつながっていない高齢者の支援や地域で活動する介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントを支援する「地域ケア個別会議」を開催するとともに、それを支える社会基盤の整備（地域づくり）を図るための「地域ケア推進会議」を開催し、推進していきます。

なお、地域ケア会議の推進に当たっては、以下の具体的な取組内容が位置付けられています。

【取組施策】

- | | |
|--------------|--------|
| ① 地域ケア会議の設置 | (P 79) |
| ② 地域ケア会議推進事業 | (P 85) |

※ページ番号は、第7期計画における取組内容を示した該当施策のページ。

(5) 高齢者の住まいの安定的な確保

地域包括ケアシステムの実現に向けては、それぞれの生活のニーズに合った住まいが確保されたうえで、保健・医療・介護などのサービスが提供されることが前提となります。

そのため、引き続き、個人の持ち家等に加え、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境の整備を図ります。

【取組施策】

- | | |
|-----------------|---------|
| ① 有料老人ホーム | (P 109) |
| ② サービス付き高齢者向け住宅 | (P 109) |

※ページ番号は、第7期計画における取組内容を示した該当施策のページ。

3 第7期計画における事業ごとの目標

第7期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、介護保険サービスや地域支援事業、さらには高齢者一般施策等の様々なサービスの提供体制の更なる充実に取り組みます。

(1) 介護保険サービスの目標

重度の要介護高齢者や高齢者世帯、認知症の高齢者の増加が見込まれる中で、誰もが住み慣れた地域での生活を継続できるように、高齢者の日常生活全般を柔軟なサービス提供により支えることが可能な定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び小規模多機能型居宅介護の整備が重要であり、働きながら在宅で介護をしている家族等の就労継続や負担軽減の必要性を踏まえた居宅サービスや地域密着型サービスの基盤整備を図り、地域における継続的な支援体制の構築を目指します。

施設サービスにおいては、施設入所待機者への対応とともに地域の身近なサービス拠点としての機能に着目し、地域バランスに配慮した整備を促進します。

(2) 地域支援事業の目標

本市では、第6期計画において、地域包括ケアシステムの構築を目指し、にいざ元気アップ広場をはじめとした介護予防事業、地域医療講演会等の開催をはじめとした在宅医療・介護連携事業及び高齢者さがしてメールや見守りステッカーの配布、認知症カフェ（オレンジカフェ）等の認知症施策、そして、平成29年4月からは総合事業の開始など、着実に事業を推進してまいりました。

第7期においても、既存事業を充実・推進し、特に地域包括ケアシステムの核となる高齢者相談センターについては、自立支援、介護予防・重度化防止を重視した介護予防ケアマネジメント及び地域ケア会議の推進に努めてまいります。医療と介護の連携においては、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係団体協力のもと、相談体制を確立するとともに、引き続き、医療・介護関係者の研修や情報交換及び交流会を開催します。併せて認知症施策についても、特に「認知症カフェ（オレンジカフェ）」の更なる拡充に向け、開催場所等の拡充を図るとともに、徘徊模擬訓練の各日常生活圏域での実施等、地域全体で認知症高齢者を支える地域づくりに努めてまいります。

(3) 高齢者一般施策及び関連事業の目標

本市では、介護保険制度以外でも、ひとり暮らし高齢者等への緊急連絡システム事業や配食サービス事業、日常生活用具給付等事業など市単独事業を実施しています。これらの事業については、今後とも周知の向上を図るとともに、より利用しやすい事業となるよう、必要に応じて見直し・充実を図ります。

また、すべての高齢者が健康で、生きがいのある生活を送ることが介護予防・健康長寿の観点からも大切であることから、健康づくり、生涯学習等の事業担当課と連携し、総合的な施策の展開を図ります。

住まいについては、できる限り住み慣れた自宅での生活が継続できるよう、引き続き、市単独事業による居宅改善整備費助成事業等を実施するとともに、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなど介護付きの住まいの普及に努めます。

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、高齢者人口や民生委員・児童委員協議会の活動区域、地域福祉計画・地域福祉活動計画の区域、生活形態、地域活動等を踏まえ、6つの圏域を設定し、平成19年4月に高齢者相談センターを圏域ごとに設置しました。

なお、平成29年には西部地区の高齢者人口の増加に対応するため、同圏域に新たに高齢者相談センターを追加しました。

第7期計画においても、現在の6圏域を日常生活圏域として、高齢者人口の増加等に対応した、安定した支援を行います。

圏域名	センター名称	含まれる地区
東部第一地区	東部第一高齢者相談センター	池田・道場・片山・野寺
東部第二地区	東部第二高齢者相談センター	畑中・馬場・栄・新塚
西部地区	西部高齢者相談センター	本多・あたご・菅沢・野火止一～四丁目
	西堀・新堀高齢者相談センター	新堀・西堀
南部地区	南部高齢者相談センター	石神・栗原・堀ノ内
北部第一地区	北部第一高齢者相談センター	東北・東・野火止五～八丁目
北部第二地区	北部第二高齢者相談センター	中野・大和田・新座・北野

表 日常生活圏域の人口及び地域資源の状況

(1) 人口及び高齢化の状況（平成29年1月1日現在）

区分	東部第一	東部第二	西部	南部	北部第一	北部第二	合計
総人口（人）	22,584	26,180	31,622	25,136	34,735	24,510	164,767
65歳以上人口（人）	6,068	6,338	8,048	6,490	7,186	6,350	40,480
高齢化率（65歳以上）	26.8%	24.2%	25.4%	25.8%	20.6%	25.9%	24.5%
75歳以上（再掲）（人）	2,719	2,749	3,539	2,916	3,287	2,988	18,198
高齢化率（75歳以上）	12.0%	10.5%	11.1%	11.6%	9.4%	12.1%	11.0%
ひとり暮らし世帯（世帯）	1,070	1,201	1,588	1,465	1,497	1,550	8,371
高齢者世帯（世帯）	1,518	1,538	1,917	1,470	1,629	1,490	9,562

※ ひとり暮らし世帯及び高齢者世帯は、平成29年6月1日現在

(西部圏域再掲)

区分	総人口（人）	65歳以上人口（人）	高齢化率（65歳以上）	75歳以上（人）	高齢化率（75歳以上）	ひとり暮らし世帯（世帯）	高齢者世帯（世帯）
西部高齢者相談センター	15,751	3,815	24.2	1,894	12.0	775	1,022
西堀・新堀高齢者相談センター	15,871	4,233	26.7	1,645	10.3	813	895

(2) 高齢者相談センター (平成29年10月1日現在)

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
高齢者相談センター	1	1	2	1	1	1	7

(3) 生きがい・交流 (平成29年10月1日現在)

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
老人福祉センター		1		1		1	3
高齢者いきいき広場	2		2		1		5
すこやか広場		1	1				2
公民館	1	2		1	1	1	6
コミュニティセンター			1		1		2
ふれあいの家			1	1	1	2	5
集会所	6	4	9	7	6	6	38
合 計	9	8	14	10	10	10	61

(西部圏域再掲)

単位：か所

区 分	老人福祉 センター	高齢者 いきいき 広場	すこやか 広場	公民館	コミュニ ティ センター	ふれあいの 家	集会所
西部高齢者相談 センター			1				6
西堀・新堀高齢 者相談センター		2			1	1	3

(4) 病院・診療所 (平成29年10月1日現在)

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
病院				3	2	1	6
診療所	4	4	10	4	22	9	53
歯科診療所	3	6	10	8	22	8	57
合 計	7	10	20	15	46	18	116

(西部圏域再掲)

単位：か所

区 分	病院	診療所	歯科 診療所
西部高齢者相談 センター		9	7
西堀・新堀高齢 者相談センター		1	3

(5) 居宅系サービス (平成29年10月1日現在)

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
① 居宅介護支援事業所	5	2	9	7	8	8	39
② 訪問介護	2	3	5	4	6	5	25
③ 訪問入浴介護					1	1	2
④ 訪問看護			3	3	2	1	9
⑤ 訪問リハビリテーション				1	2	1	4
⑥ 通所介護	1	2	2	1	3	6	15
⑦ 通所リハビリテーション			3	1	1	1	6
⑧ 短期入所生活介護	1	1	1	1	1	2	7
⑨ 短期入所療養介護			1			1	2
⑩ 特定福祉用具販売				2	1	2	5
⑪ 福祉用具貸与				2	1	2	5
合 計	9	8	24	22	26	30	119

(西部圏域再掲)

単位：か所

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
西部高齢者相談センター	7	4		3		2	2	1	1		
西堀・新堀高齢者相談センター	2	1					1				

(6) 地域密着型サービス (平成29年10月1日現在)

単位：か所 (※は平成29年度内に開設予定)

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
① 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)		1(※)	1	2	3	2	9
② 小規模多機能型居宅介護				1	1		2
③ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護						1	1
④ 認知症対応型通所介護				2			2
⑤ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			1(※)	1			2
⑥ 地域密着型通所介護	3	3	5	5	2	4	22
合 計	3	4	7	11	6	7	38

(西部圏域再掲)

単位：か所

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥
西部高齢者相談センター					1	5
西堀・新堀高齢者相談センター	1					

(7) 施設・居宅系サービス (平成29年10月1日現在)

単位：か所

区 分	東部 第一	東部 第二	西部	南部	北部 第一	北部 第二	合計
① 特定施設入居者生活介護				1	5		6
② 特別養護老人ホーム		1	1	1	1	1	5
③ 老人保健施設			1			1	2
合 計		1	2	2	6	2	13

(西部圏域再掲)

単位：か所

区 分	①	②	③
西部高齢者相談センター		1	1
西堀・新堀高齢者相談センター			

図 日常生活圏域図

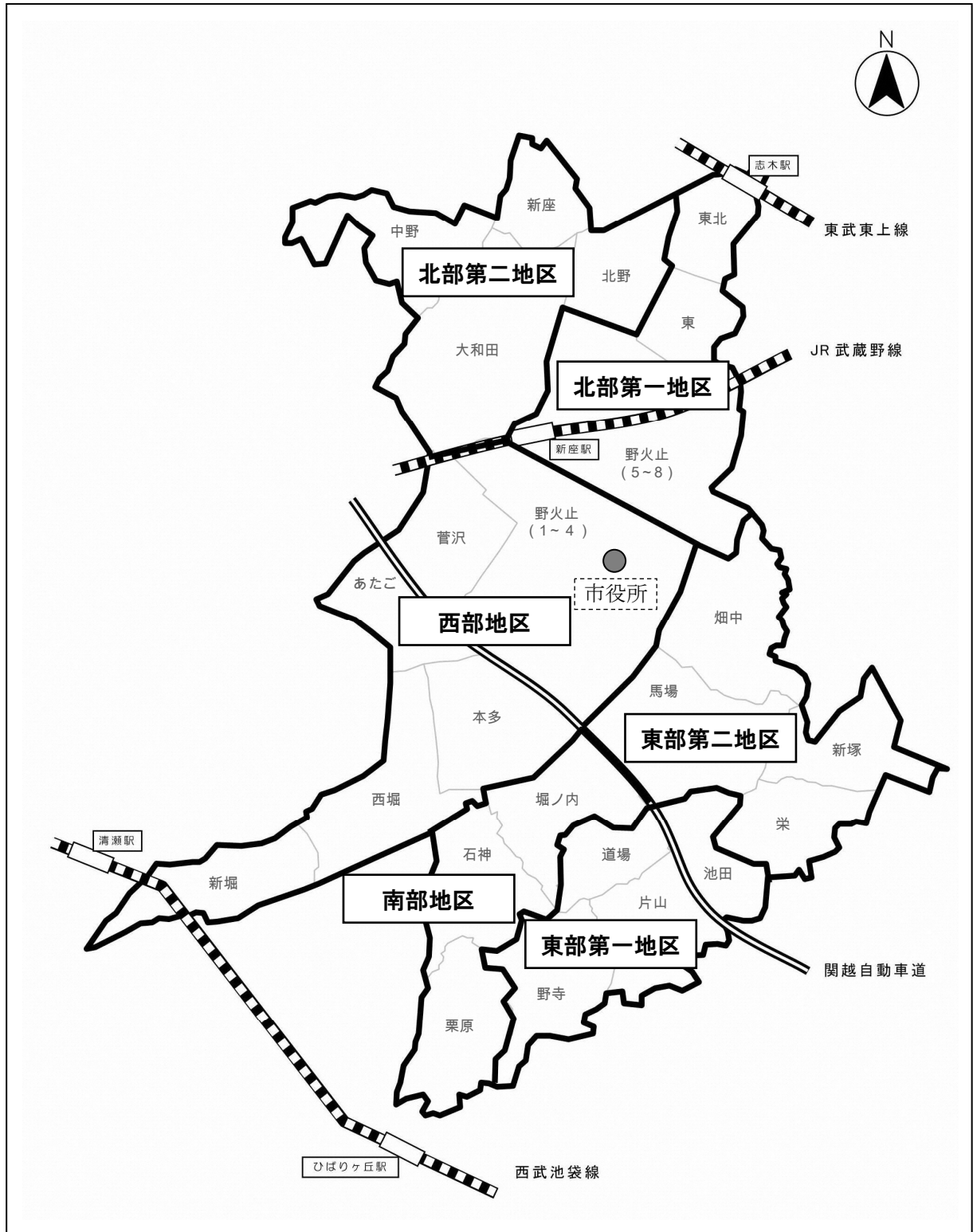
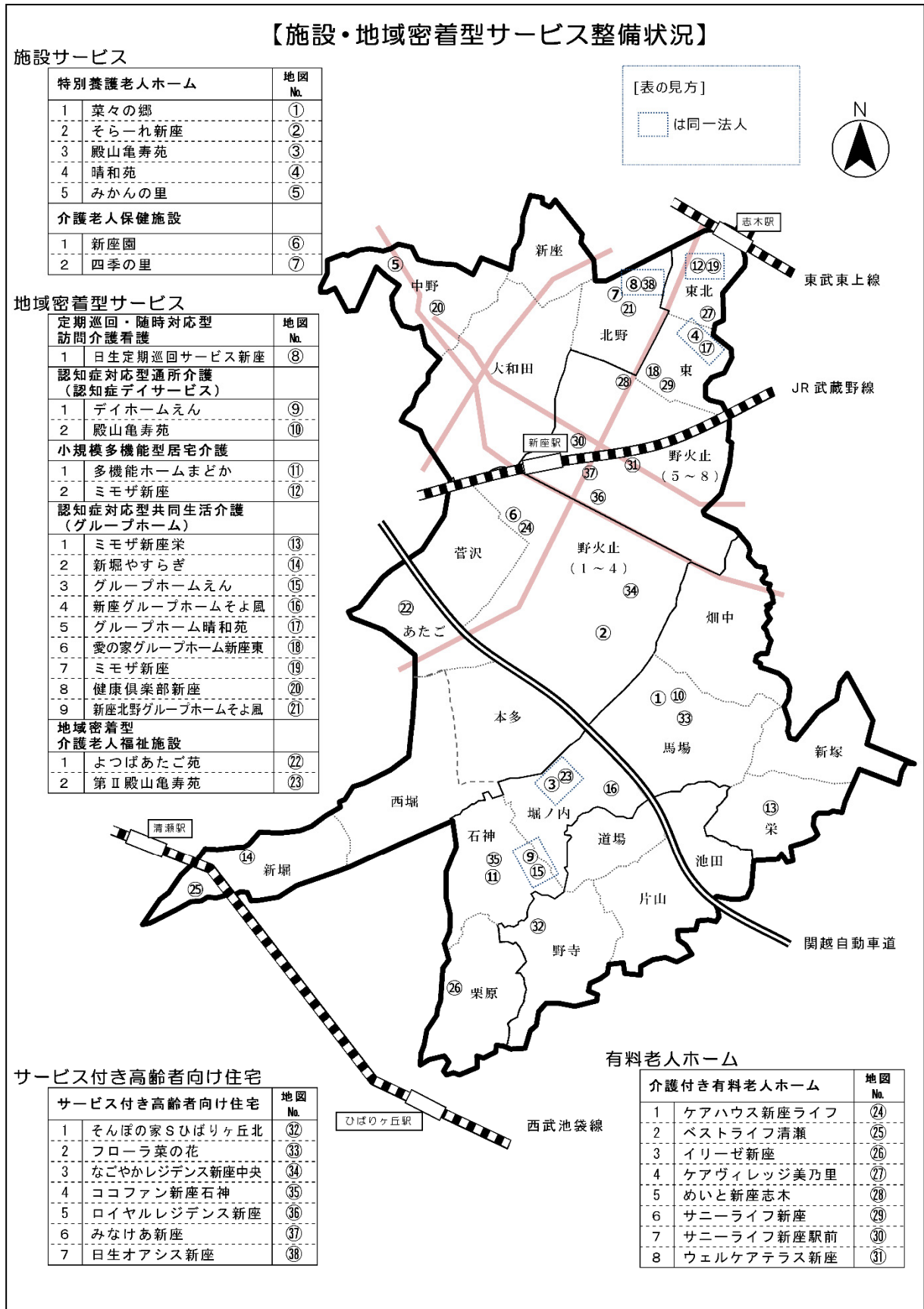


図 施設サービス・地域密着型サービス等の整備状況



5 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策
<p>支え合い、つながり合い、すべての高齢者が尊厳をもって自分らしい生活が送れる、 活力ある「健康長寿のまち」の実現</p>	<p>地域包括システムの深化・推進 誰もが住み慣れた地域で在宅生活を送れるまちを目指して</p>	介護保険サービス	<p>居宅サービス</p> <p>地域密着型サービス</p> <p>施設サービス</p>
		地域支援事業	<p>介護予防・日常生活支援総合事業</p> <p>(1) 介護予防・生活支援サービス事業</p> <p>(2) 一般介護予防事業</p>
			<p>包括的支援事業（高齢者相談センターの運営）</p> <p>(1) 総合相談支援業務</p> <p>(2) 権利擁護業務</p> <p>(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p>
			<p>包括的支援事業（社会保障充実分）</p> <p>(1) 在宅医療・介護連携推進事業</p> <p>(2) 生活支援体制整備事業</p> <p>(3) 認知症総合支援事業</p> <p>(4) 地域ケア会議推進事業</p>
			<p>任意事業</p> <p>(1) 介護給付費等費用適正化事業</p> <p>(2) 家族介護支援事業</p> <p>(3) その他の事業</p>
		高齢者一般施策と関連事業	<p>介護保険制度を補完する高齢者一般施策（市単独事業）</p> <p>(1) 在宅福祉サービス</p> <p>(2) 高齢者福祉施設</p> <p>(3) 高齢者向け健康増進事業</p>
			<p>生きがいと社会参加支援に係る施策</p> <p>(1) 地域活動の支援</p> <p>(2) 生涯スポーツ・学習活動等の推進</p> <p>(3) こころのバリアフリー施策の推進</p> <p>(4) 災害時の安全確保に係る施策の推進</p>
			<p>住まいと住宅関連施策</p> <p>(1) 高齢者居宅改善整備費助成事業</p> <p>(2) 高齢者賃貸住宅家賃助成</p> <p>(3) 高齢者住宅</p> <p>(4) 有料老人ホーム</p> <p>(5) サービス付き高齢者向け住宅</p>